

建設工事等請負業者の選定基準について (お知らせ)

令和 5 年 3 月

長門市企画総務部監理管財課

市が発注する建設工事等に関し、入札における業者選定の客観性・公平性を確保するとともに、入札手続きの透明性を図るため、等級格付基準並びに指名業者の選定基準を公表します。

1 等級格付基準（別表第 1）

ア 土木一式工事

等級	格付基準
A	土木一式工事における総合評点数が 770 点以上である者で技術力評点数が 750 点以上で、かつ、建設業法第 15 条に規定する特定建設業の許可を受けている者
B	A 等級以外の者又は土木一式工事の入札参加を新たに申請した者

イ 建築一式工事

等級	格付基準
A	建築一式工事における総合評点数が 770 点以上である者で技術力評点数が 750 点以上で、かつ、建設業法第 15 条に規定する特定建設業の許可を受けている者
B	A 等級以外の者又は建築一式工事の入札参加を新たに申請した者

※土木一式工事及び建築一式工事以外の登録業者数が少ない業種については、格付を行っていません。
総合評点数、技術力評点数は、経審（経営事項審査）の評定点です。

2 指名業者の選定基準（別表第 2）

ア 建設工事

対象設計額	選定（等級）		指名業者数	
	土木一式	建築一式	土木一式・ 建築一式	土木一式・ 建築一式 以外
200 万円未満	B のみ	A・B	5 人	5 人
200 万円以上 500 万円未満	A 又は B(A1/4 未満)	A・B	7 人	7 人
500 万円以上 1,000 万円未満	A 又は B(A・B1/2)	A・B	8 人	7 人
1,000 万円以上 3,000 万円未満	A 又は B(B1/4 未満)	A・B	10 人	8 人
3,000 万円以上	A のみ	A のみ	10 人	8 人

イ 建設コンサルタント業務等

対象設計額	指名業者数
200 万円未満	5 人
200 万円以上 1,000 万円未満	7 人
1,000 万円以上	8 人

ウ 災害復旧工事及び維持補修工事

対象設計額	(選定等級) 災害復旧工事・維持補修工事	指名業者数
200 万円未満	A・B	5 人
200 万円以上 500 万円未満		7 人

エ 高度な技術及び管理能力が求められる工事

対象設計額	選定等級		指名業者数
	下水道管更生工事・ 橋梁に関する工事・ため池工事	送・配水管工事 (口径 50mm 以上)	
200 万円未満	A のみ ※別表第 2 アに掲げる土木一式 工事の指名業者数による	長門市給排水工事 協同組合加盟業者	5 人
200 万円以上 1,000 万円未満			7 人
1,000 万円以上 3,000 万円未満			8 人

3 指名業者の選定

- (1) 建設工事及び建設コンサルタント業務等については、別表第 2 ア、イに掲げる工事区分の対象設計額に応じた等級に格付された有資格業者のうちから選定し、同表に掲げる区分に応じた業者数以上の業者を指名することとする。
- (2) 災害復旧工事等の緊急を要する工事及び維持補修工事については、別表第 2 ウに掲げる工事区分の対象設計額に応じた等級に格付された有資格業者のうちから選定し、同表に掲げる区分に応じた業者を指名することができる。
- (3) 高度な技術及び管理能力が求められる工事については、別表第 2 エに掲げる工事区分の対象設計額に応じた等級に格付された有資格業者のうちから選定し、同表に掲げる区分に応じた業者を指名することができる。
- (4) 対象設計額が 3,000 万円以上の建設工事については、長門市条件付一般競争入札による。
- (5) 建設工事について、その他特に必要と認めるときは、別表第 2 の選定基準によらず業者を指名することができる。

4 業者選定の留意事項

建設工事及び建設コンサルタント業務等の入札参加者の指名に当たっては、経営状況、工事管理、地理的条件等の要件に留意するとともに、当該会計年度における指名及び発注状況を勘案し、特定の有資格業者に偏らないように努めなければならない。